意思能力

意義：自己の行為の結果を弁識することができるだけの精神能力

※意思能力は、権利能力とは異なり、問題となっている行為ごとに判断される。おおむね７～10歳の子供の精神能力をいう。大人でも、泥酔者等は意思能力を有しないと判断されることがある

効果：

意思能力を有しない者が行った法律上の行為は、無効となる（３条の２）

契約が無効になると原状回復義務が発生し、現存利益を返還しなければならない（121条の２第３項前段）

※この無効は相対的無効であると解されており、相手方から無効主張することはできない

行為能力

意義：単独で確定的に有効な法律行為をなしうる法律上の地位または資格

趣旨：

意思能力のない者が行った法律行為は無効であるが、意思能力の有無は外見からはわからない場合もあるから、この証明は困難である。そこで、一般的に能力が不十分とみられる者を制限行為能力者とし、その者のなした法律行為を一律に取り消しうるものとしている（本人保護）。それとともに、制限行為能力者として定型化することで、取引の相手方に注意を促して、相手方に不測の損害が生じることを防止している（相手方保護）

問題になる人

未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人

未成年者の行為能力

未成年者：18歳未満の者（４条）

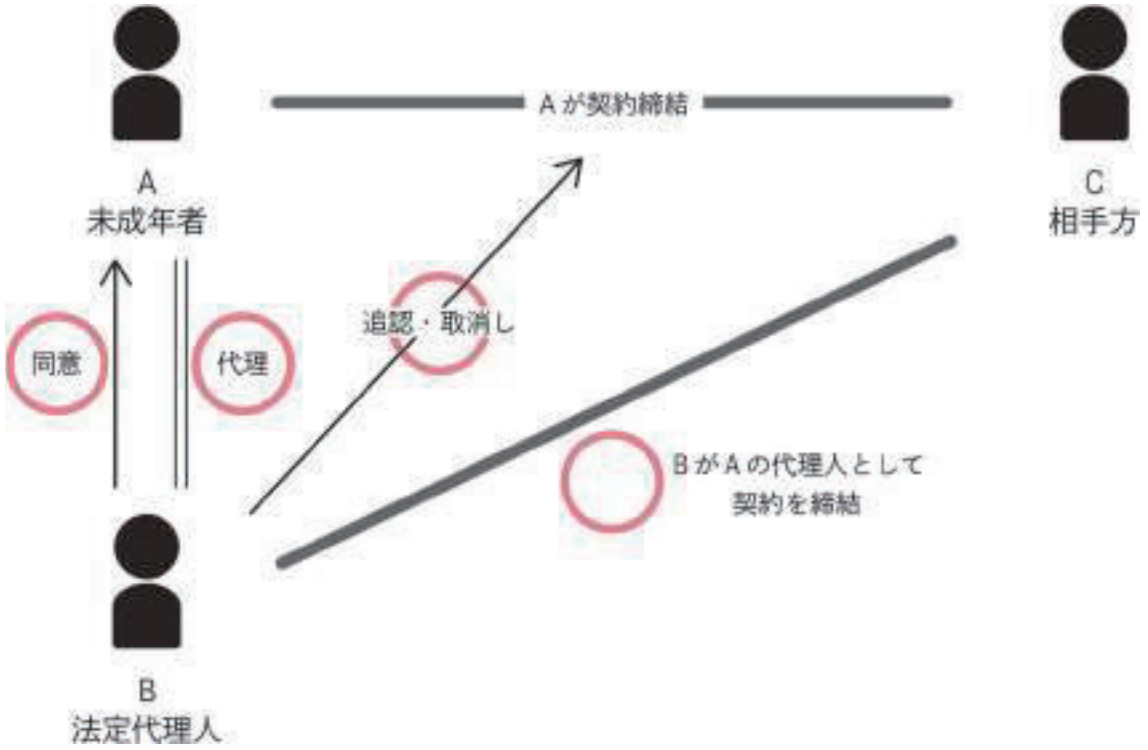

未成年者・原則

未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない（５条１項本文）

※明示的・黙示的いずれでもよい

未成年者が法定代理人の同意なしに行った法律行為は、未成年者または法定代理人等がこれを取り消すことができる（５条２項、120条１項）

また法定代理人は追認することができる（122条）

未成年者も成人に達し、取消権を有していることを知った後は、有効に追認することができる（124条１項）

未成年者・例外

ア） 単に権利を得または義務を免れる法律行為（５条１項ただし書）
ex. 負担のない贈与

イ） 処分を許された財産の処分（５条３項）
ex. 学費やお小遣など

ウ） 営業を許された場合の営業に関する行為（６条１項）

エ） 法律行為の取消し（120条１項）

上記行為は未成年者が単独で有効に行うことができる

※弁済の受領は債権の消滅という法律効果が発生するため、単に義務を免れる行為とは言えず、
単独ではできない！

未成年者の法定代理人の権限

権限の種類	内容
代理権 （824条本文、859条１項）	未成年者を代理して法律行為を行うことができる
同意権 （５条１項本文）	未成年者が法律行為を行うことに対して同意を与えることができる
取消権 （５条２項、120条１項）	未成年者が法定代理人の同意を得ないで行った法律行為を取り消すことができる
追認権 （122条）	未成年者が法定代理人の同意を得ないで行った行為を追認することができる

法定代理人

第一次的：親権者

親権者がいない場合は

第二次的：未成年後見人

成年被後見人

定義：①精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあり、かつ、②家庭裁判所の後見開始の審判を受けた者をいう（７条）

後見開始の審判を受けると、保護者として成年後見人が付される（８条、843条１項）

原則	成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる（９条本文、120条１項） たとえ成年後見人から同意を得て法律行為を行ったとしても、取り消すことができる（同意の内容通りに法律行為ができるとは限らないため）
例外	日用品の購入その他日常生活に関する行為（食料品等の生活用品を買う、ガス・水道を利用する契約をする等）については、取り消すことができない（９条ただし書） 成年後見人が追認した場合も取り消すことができない

成年後見人の権限
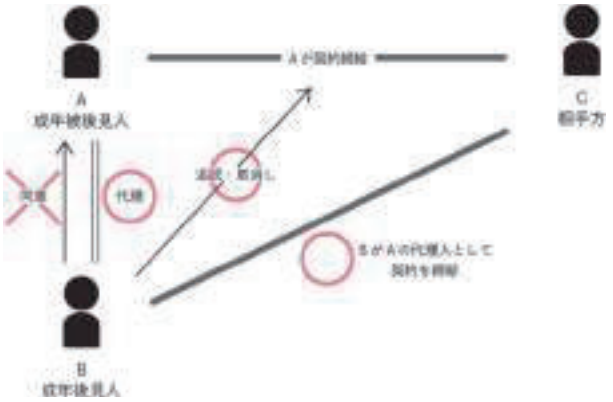
権限の種類	内容
代理権 （859条１項）	成年被後見人を代理して財産の管理および財産に関する法律行為を行う
取消権 （９条本文、120条１項）	成年被後見人の法律行為を取り消すことができる
追認権 （122条）	成年被後見人の行為を追認することができる
身上配慮義務 （858条）	成年被後見人の生活、療養看護および財産の管理に関する事務を行うにあたっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態および生活の状況に配慮しなければならない